# 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	大石田町地域包括支援センター
申請するサービスの種類	介護予防支援

## 措置の概要

#### 1, 利用者からの相談又は苦情などに対する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置内容

苦情や相談の受付窓口を次の通り設置する。

①苦情受付担当者:主任介護支援専門員 小玉 千賀子

②苦情解決責任者:所 長 工藤 正悦

③電話番号等:電話番号 0237-36-1520

FAX 番号 0237-35-2127

④受 付 時 間 等:事業所内における面接や電話による場合は、午前8時30分から午後5時3

〇分まで。(土、日、祝祭日、12月30日~1月3日を除く。)

FAXによる場合は、24時間受付する。

⑤第三者委員:遠藤和子、大沼弘子、小座間智夫

#### 2, 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

①相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として苦情受付担当者が対応する。苦情受付担当者が対応できない場合、他の職員で対応し、その旨を苦情受付担当者に直ちに報告する。

②確認事項

苦情申出人及び利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名(利用者が分かる場合)、具体的な相談・苦情の内容等、状況の聞き取りや事実確認を行う。

③相談及び苦情処理期限の説明

苦情申出人に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに、相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。

4 相談及び苦情処理

概ね次の手順により相談及び苦情について処理する。

- ア) 事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。
- イ) サービスを提供した職員からの概況説明
- ウ) 問題点の整理、今後の改善策等についての議論を行う。
- エ) ロ頭での説明や文書により回答を作成し、苦情受付担当者が事情説明を利用者に対して直接行う。
- オ) 苦情処理の場合、その概要についてまとめ、必要に応じて利用者を担当する関係事業所 及び国民健康保険団体連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。
- 力) 苦情受付担当者は、苦情の受付から解決・改善までの経過及び結果までを書面に記録する。改善点を明記し、再発の防止を図る。

3, 苦情があったサービス事業者への対応策(注:居宅介護支援事業者の場合のみ記載)

### 4, その他参考事項

- 〇苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いにより、速やかに解決できるよう努める。苦情解 決規程に基づいて苦情を解決できない時には、苦情解決責任者は苦情申出人に対して、山形 県運営適正化委員会を紹介する。
- ○接遇などについて、定期的に研修を実施し、職員の資質向上を図る。
- ○利用者及び苦情申出人のプライバシーを保護するため、職員の守秘義務の徹底を図る。